

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第72回）

日時：令和4（2022）年8月26日（金）

9：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第72回）出席者

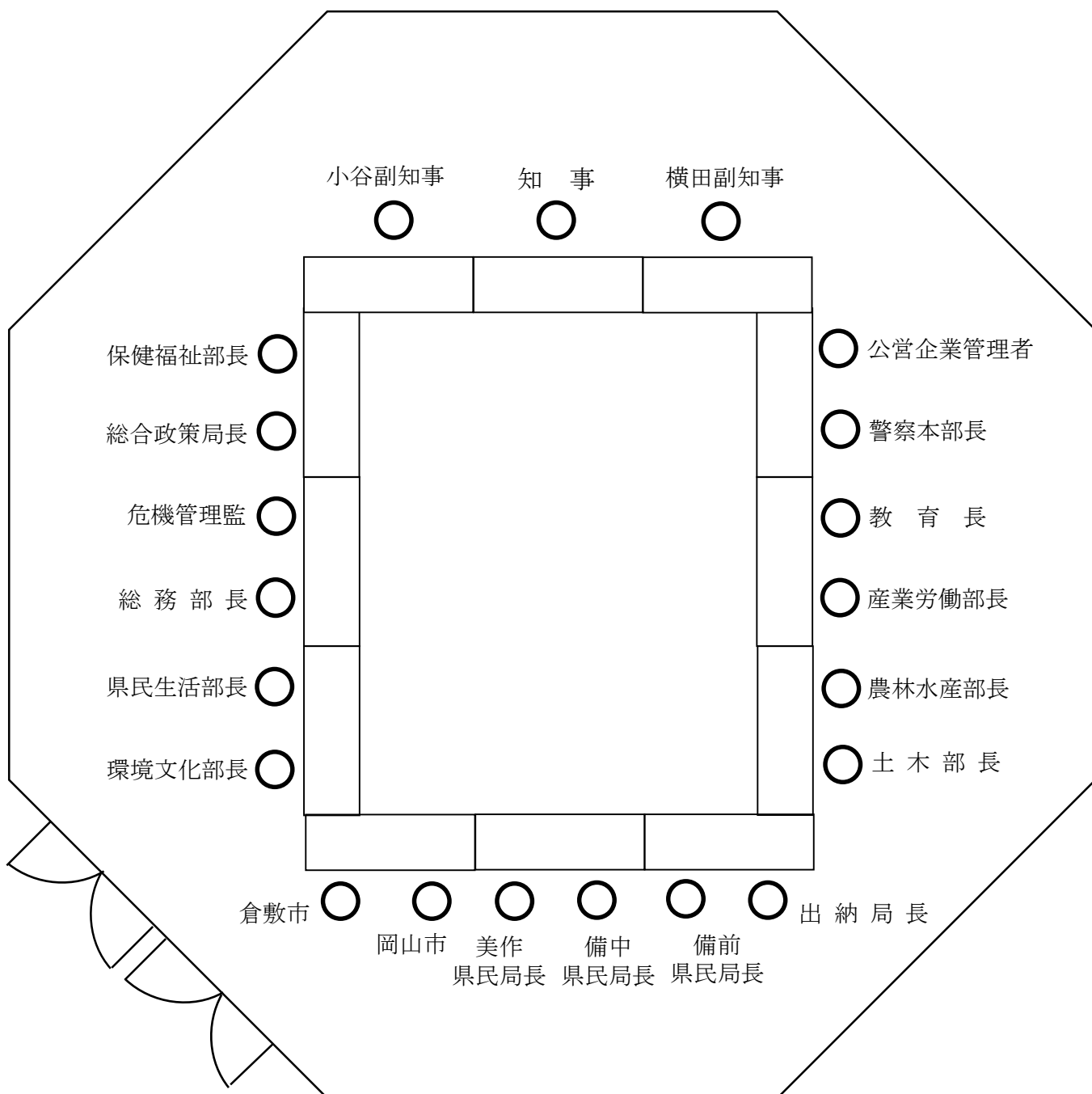
日時：令和4（2022）年8月26日（金）

9：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局 感染症対策担当局長 宮地 千登世	本部員以外
倉敷市総務局防災危機管理室 副参事 前田 勉	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



資料

新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 岡山県の感染状況、ワクチン接種状況
- ・ 救急搬送の現状、医療提供体制の現状
- ・ 第7波に対応したさらなる対策
- ・ 岡山県 BA.5 対策強化期間

岡山県の感染状況

ワクチン接種状況

保健福祉部

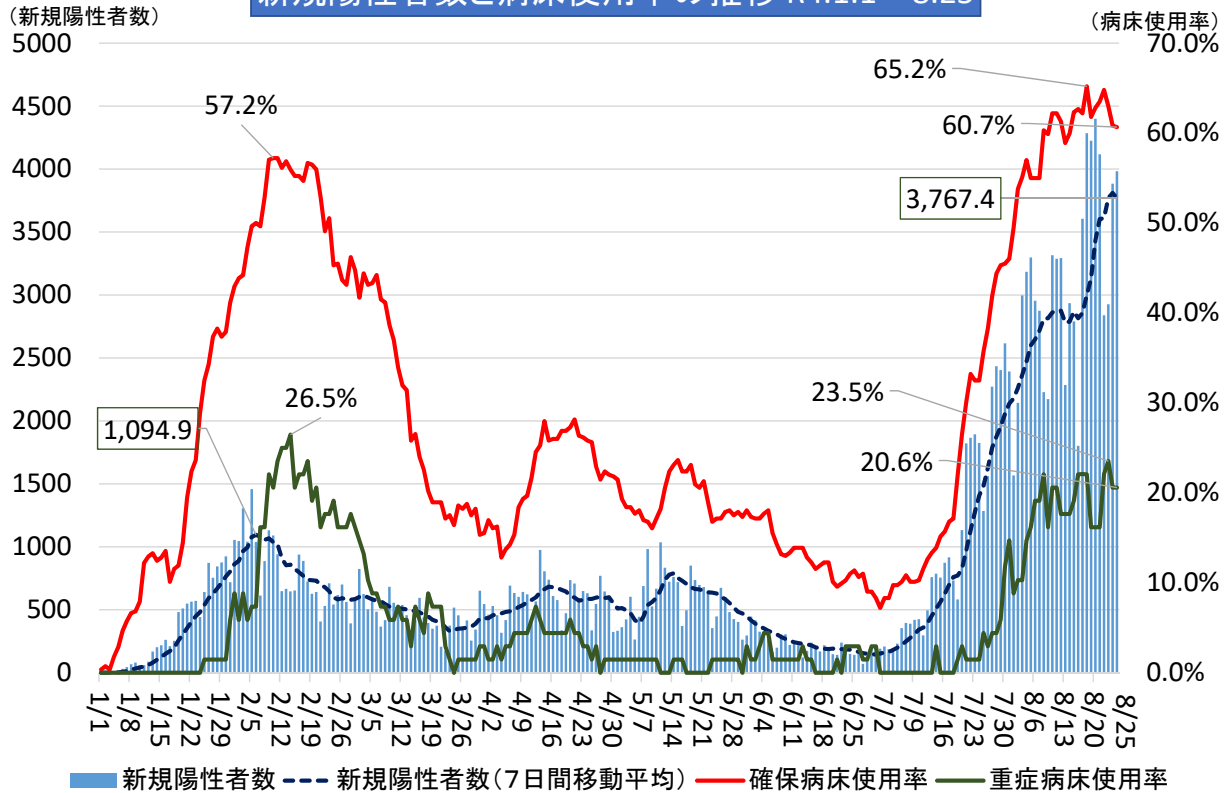
令和4(2022)年8月26日
新型コロナウイルス感染症対策室

直近1週間の岡山県の状況(8/18~8/24)及びレベル判断

		総合的判断		レベル2						
区分	確保病床使用率		新規陽性者数		PCR等陽性率	感染経路不明割合	10万人あたり療養者数	入院率	重症者数	人口10万人あたり自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
		重症者用	10万人あたり	今週先週比						
レベル2の目安	15%	参考	15人	参考						
さらなる警戒強化	30%		30人							
レベル3の目安	50%		参考							
今週	63.0%	23.5%	1,412.76人	1.33	119.1%	85.9%	1,568.5人	1.5%	16人	1,535.3人
	378床/600床	16床/68床	26,673人	26,673人/19,997人	26,673件/22,396件(※1)	22,923人/26,673人	29,613人	449人/29,613人		28,986人
先週比較	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑
時点	8/23		8/18~8/24				8/23			
先週	62.7%	22.1%	1,059.16人	1.00	99.6%	84.7%	1,304.8人	1.7%	15人	1,275.5人
	366床/584床	15床/68床	19,997人	19,997人/20,026人	19,997件/20,073件	16,946人/19,997人	24,634人	424人/24,634人		24,081人

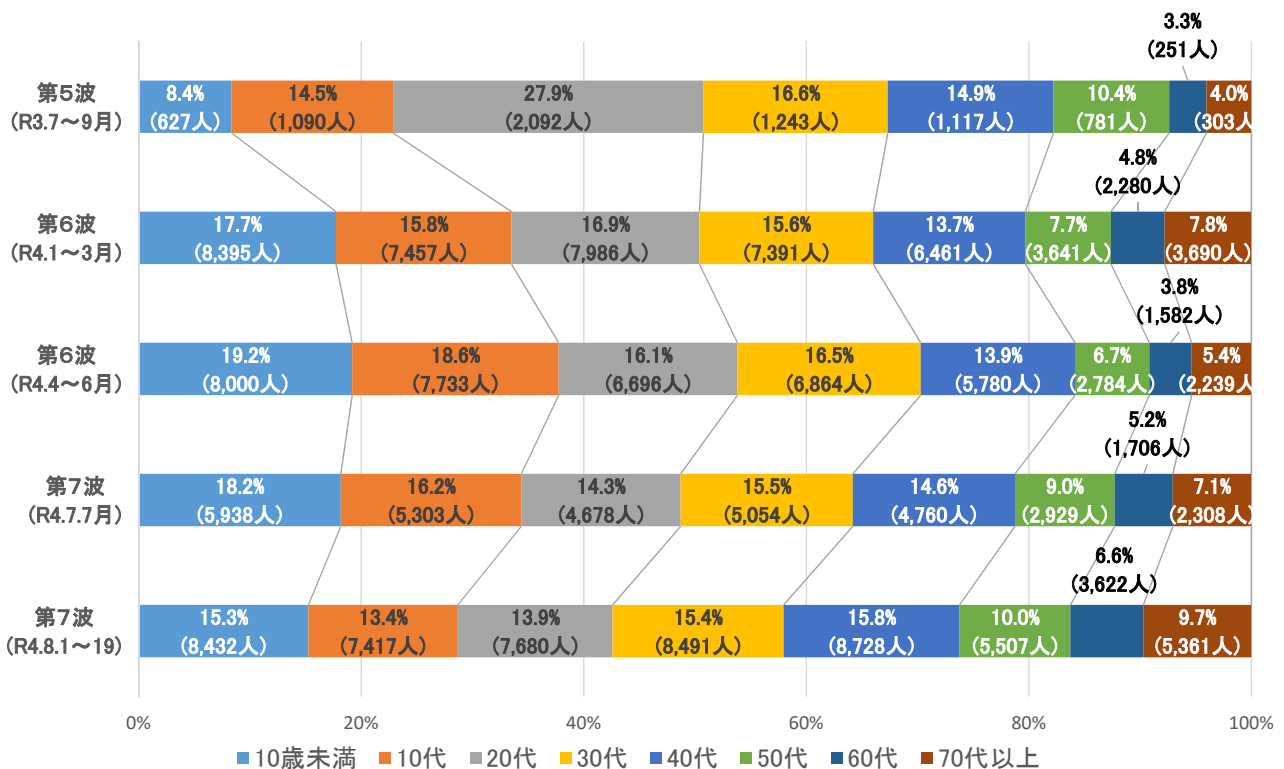
※1 PCR等陽性率は、(新規陽性者数)を(8月24日までに医療機関等から報告があった検査数)で除した割合。
なお、濃厚接触者を医師の臨床診断により、検査を行わず陽性者と判断(みなし陽性)する場合があります。

新規陽性者数と病床使用率の推移 R4.1.1～8.25



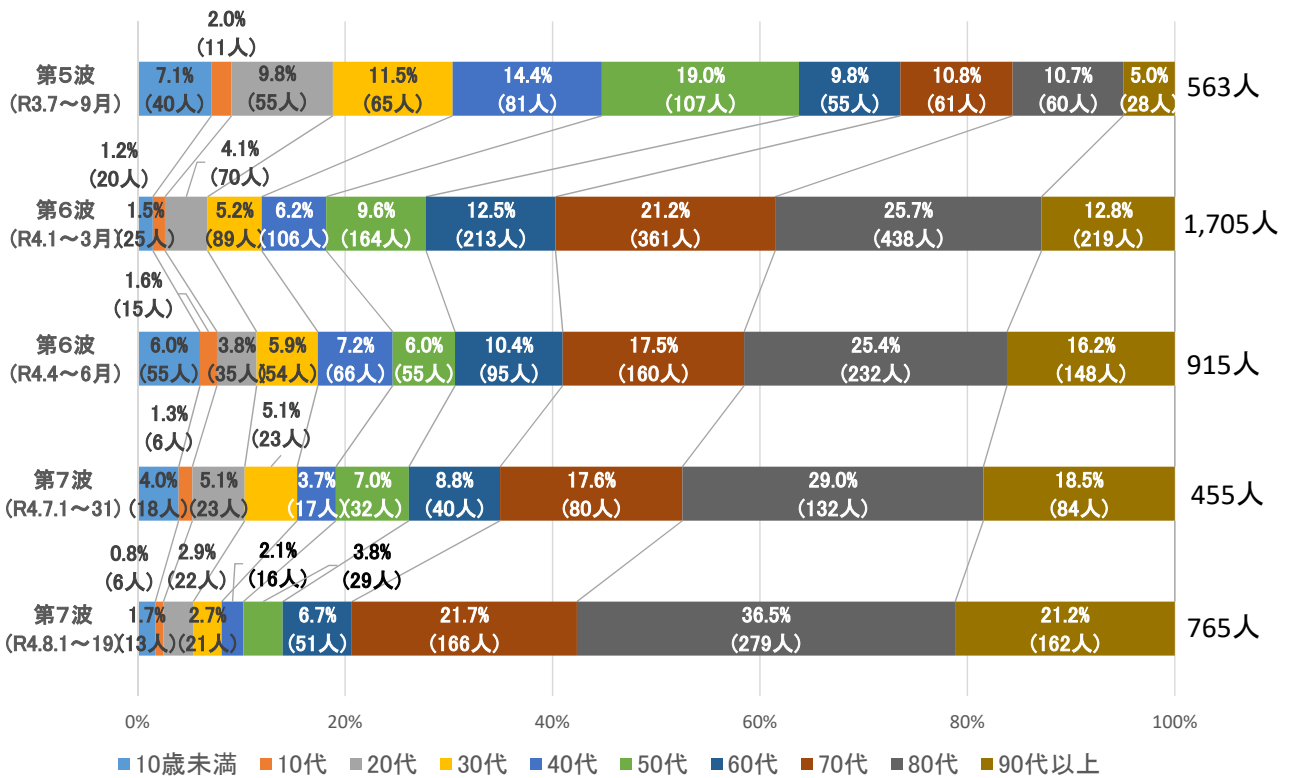
年代別新規陽性者数

70代以上の高齢者の割合が、増加している



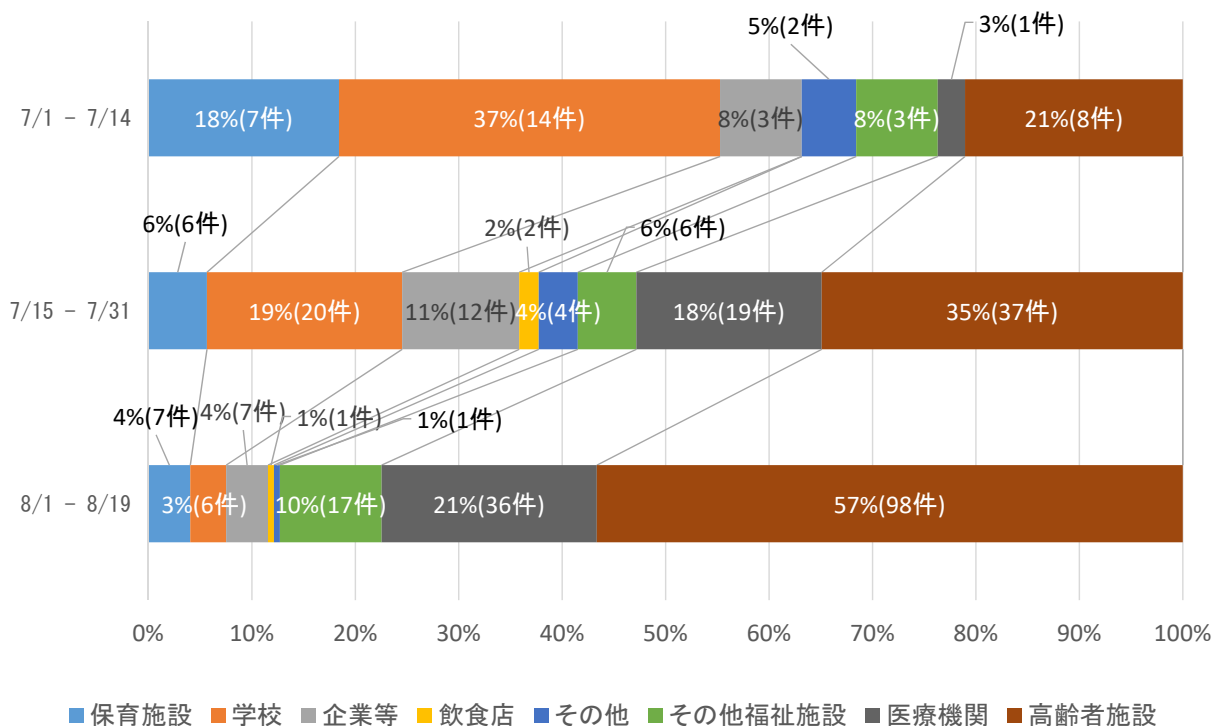
年代別入院者

8月は70代以上の入院割合が増加し、約8割を占めている



第7波におけるクラスター件数

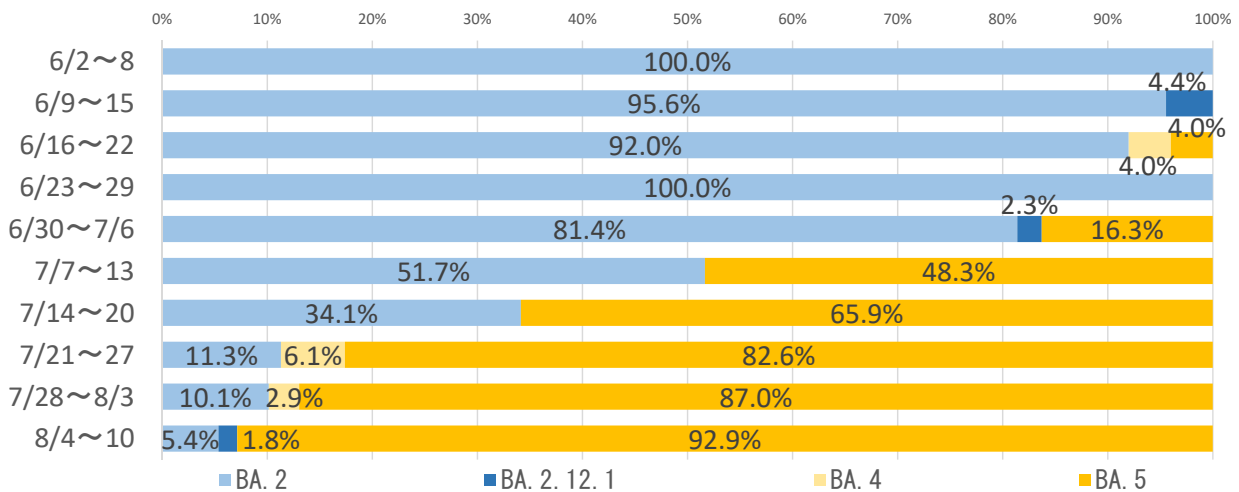
高齢者施設、医療機関でのクラスターが増加している



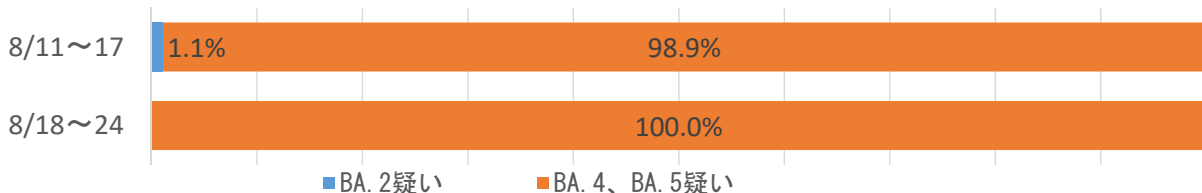
オミクロン株BA.5系統等への置き換わり

6月下旬以降、オミクロン株BA.5系統等への置き換わりが進行している

●ゲノム解析結果



●スクリーニング検査結果



ワクチン3・4回目接種状況

● 3回目接種状況（令和4（2022）年8月24日時点）

区分	人口※	接種回数	接種率
12~64歳	1,137,642	681,844	59.9%
65歳以上	568,499	514,902	90.6%
合計(12歳以上)	1,706,141	1,196,746	70.1%
合計(全年齢)	1,893,791	1,196,746	63.2%

● 4回目接種状況（令和4（2022）年8月24日時点）

区分	人口※	接種回数	接種率
60歳以上	679,718	292,202	43.0%

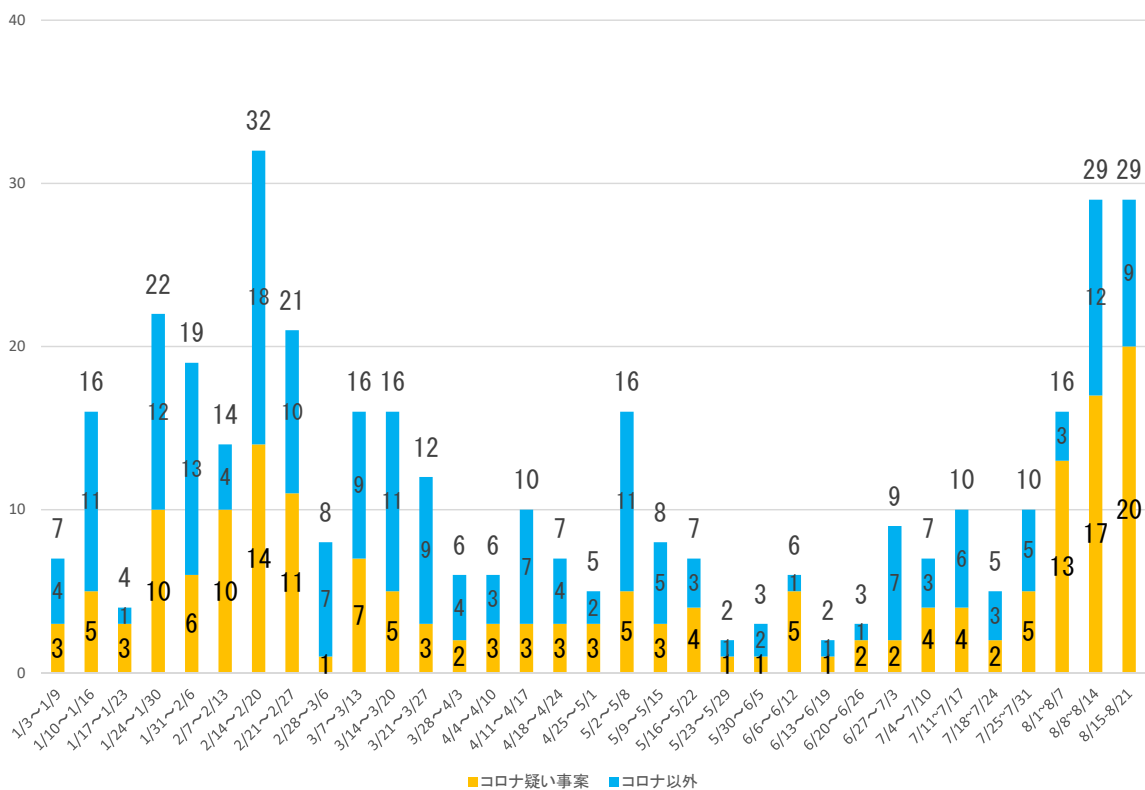
18~59歳の①基礎疾患を有する者等、②医療従事者等、③高齢者施設の従事者等の接種は40,354回

※ 人口は令和3年住民基本台帳年齢階級別人口（市町村別）令和3年1月1日時点による

救急搬送の現状

医療提供体制の現状

岡山市消防局 週別救急搬送困難事案件数



現下における医療提供体制のひっ迫状態

●休日に発熱外来を行っている医療機関

- ・休日の発熱外来の受診者は、平日の約2倍になり、検査枠はたちまちいっぱいになってしまう。診療時間中は電話が鳴りっぱなしで、1日に100件以上受診をお断りしている。お昼ご飯を食べる時間もない。

●救急指定病院

- ・軽いのどの痛みや微熱などを訴える多くの軽症者が救急外来を受診するため、看護師が対応に追われ、救急車の受入体制の維持が難しくなっている。
- ・救急車で搬送されてくる緊急を要する重篤な患者や交通事故等の重傷者への対応が遅れてしまっている。

●総合病院

- ・医療従事者が陽性者や濃厚接触者になり、勤務できる者がかなり少なくなり、救急や新規入院にほとんど対応できない状況に到ってる。
- ・病院に到着後このような現状を知ることになり、罵声や怒号まで受けている。
- ・残ったスタッフで対応しているが、時間外労働が増加し、退職者も出ている。今後、いつまでどれだけのスタッフが残ってくれるか心配である。

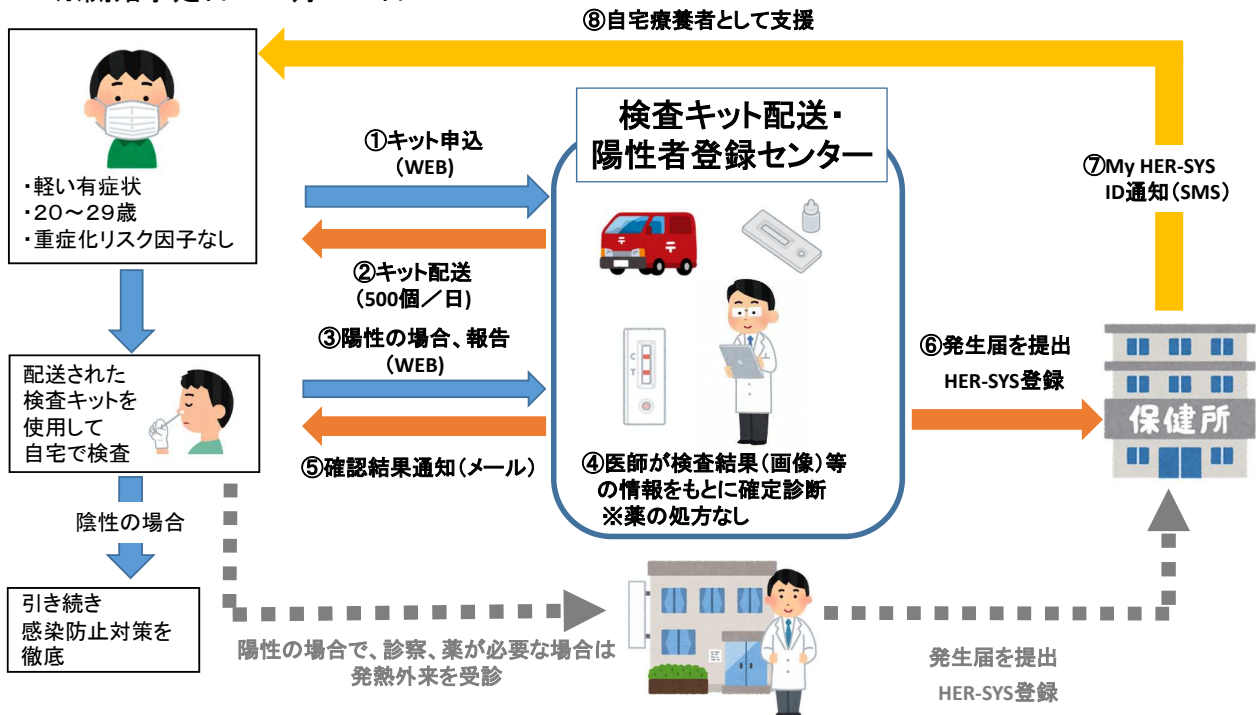
第7波に対応した
さらなる対策

検査キット配送・陽性者登録センターの設置

症状が軽く、重症化リスク因子がない県民を対象に、抗原定性検査キットを配布し、検査結果が陽性の場合には、陽性者登録センターから保健所に発生届を提出する体制を構築する。

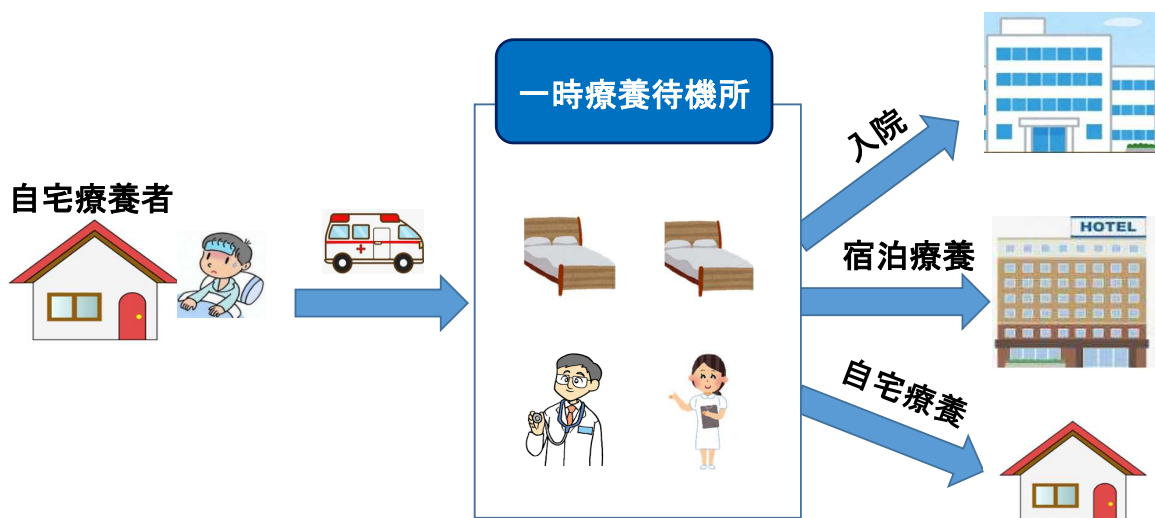
※配布数、対象者層は状況を見て拡大

※開始予定日：8月31日



新型コロナウイルス感染症療養者一時療養待機所

自宅で療養しているコロナ療養者が増加し、救急搬送困難事案が増えている。夜間における受入医療機関や救急搬送の負担軽減を図り、緊急性の高い入院を優先するため、一時的に療養する待機所を医療機関内（委託：2か所4床）に設置する。



コロナ受入確保病床の増床、協力医療機関の追加

●コロナ受入確保病床の増床

医療機関への個別訪問、オンライン会議等を通じて、増床を依頼した

	8 / 25 まで	8 / 26 から	増床数
確保病床数	600 床	629 床	+29 床
(うち重症者用病床)	68 床	68 床	± 0 床
医療機関数	59 機関	64 機関	+5 機関
(うち重症者用病床)	11 機関	11 機関	± 0 機関

●協力医療機関の追加

- ・救急搬送困難事案に対応するため、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる協力医療機関を追加指定
- ・休日や夜間など時間外においても新型コロナウイルス感染症患者の診療体制を堅持

	8 / 25 まで	8 / 26 から	増加数
協力医療機関	25 機関	27 機関	+2 機関

無料検査事業

1 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

国の方針により、8月31日で終了

2 一般検査事業

無症状者の検査機会確保のため、9月1日から再開

実施期間	令和4(2022)年9月1日～9月30日
対象者	会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクが高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住者 ※ 身分証明書と県内在住を証する書類が必要
検査の種類	抗原定性検査 ただし、衛生検査所が設置する事業所はPCR検査も可

【参考】

県内の無料検査実施場所(8月25日時点) 231事業所

診療・検査医療機関における休日診療体制確保の継続

8月に引き続き9月も休日（日曜日・祝日）において、発熱患者等の診療・検査を行う診療・検査医療機関（発熱外来）を支援し、医療提供体制を確保する。

対象医療機関 次の条件をすべて満たす医療機関

- ・診療・検査医療機関の指定を受けていること
- ・休日に3時間以上の診療・検査時間を確保すること
- ・かかりつけ患者だけでなく、初診患者の診療・検査を行うこと

※かかりつけ患者しか診療・検査を行わない場合は対象外

支援額 (3時間以上)10万円／日、(6時間以上)15万円／日
※小児の初診患者の診療・検査を行う場合は、5万円／日を加算

対象期間 令和4(2022)年9月の日曜日、祝日

高齢者施設等の従事者に対する集中的検査の継続

4月と8月に抗原定性検査キットを配布したが、9月においてもさらに約100,000個を配布し、従事者を対象とした集中的検査を継続する。

対象地域 県内全域(岡山市及び倉敷市を除く)※岡山市と倉敷市は各市の判断で実施

対象施設 入所系の高齢者施設及び障害者施設(約500施設)

対象者 上記施設の従事者

検査方法 対象施設に抗原定性検査キット(約100,000個)を配布

検査頻度 1週間に2回程度

検査報告 キットを使用した施設は検査数及び結果を県に報告

実施期間 令和4(2022)年9月

新型コロナウイルス感染症 岡山県 BA.5対策強化期間

区 域	岡山県全域
期 間	2022年8月5日(金)～9月30日(金)

2022年8月26日改定

県民の皆様への要請等

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 高齢者や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方や、日常的にそれらの方と接する方は、混雑した場所への外出など感染リスクの高い行動を控えること
- 3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- 「マスクコード」（P.2参照）を遵守すること
※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、熱中症防止のためマスク着用は不要です。
- 発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P.9参照）の認証店など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること

＜医療提供体制ひっ迫回避のためお願い＞

- 症状が軽い場合は、休日や夜間ではなく、平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）を受診すること
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること
- 症状が軽く、20～29歳の重症化リスク因子（慢性呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のない方は、検査キット配送・陽性者登録センターの利用を検討すること（期間：8月31日～）
- 会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること（期間：9月1日～9月30日）（※）

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期のワクチンの接種を受けること
※特に、若い方の3回目、60歳以上や基礎疾患を有する方などの4回目接種をお願いします。

（※）検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないよう、過度の頻回受検はお控えください。

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

**屋外で人と2m以上離れているときは、
マスクを外して熱中症予防を！**



高齢者施設等への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 職員に対して、感染リスクの高い行動を控えるよう周知徹底すること
- 「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に基づく対応を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 面会は、電話やオンライン面会等を活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止策を徹底すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者入所施設及び障害者入所施設については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチンの4回目接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること

学校への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には控えること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動にあたっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること
- 臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 学生寮における感染対策を徹底すること
- 感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと

4

保育所・認定こども園等、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県）などに沿った対応を感染防止策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 園児をできるだけ少人数のグループに分割するなど感染を広げない形で保育を行うこと
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 2歳未満の子どもは、マスク着用は奨めないこと
- 2歳以上の就学前の子どもは、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと
- 飲食の際は、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 施設内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、市町村の判断のもと、学級閉鎖・臨時休所等を検討すること

5

事業者の皆様への要請等

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 業種別ガイドラインを遵守すること
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）、食堂等職員の交わりが想定される場面に注意すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 「マスクコード」を遵守及び周知すること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること※
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等人との接触を低減する取組みを推進すること
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

※事業所で従業員等が飲食する際の要請であり、飲食店等に対し、人数の制限を要請するものではありません。

6

● 飲食店等への要請等 ※「事業者の皆様への要請等」に加えてご確認ください

対象施設	<p>【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等</p>
要請内容	<p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒 <p>〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P.9参照）の認証取得に努めること

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請等」の対象外だが、「施設等への要請」（p. 8 参照）の対象となる

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

7

● **施設等への要請※「事業者の皆様への要請等」に加えてご確認ください**

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○売り場等の3密回避の徹底 ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○入場者に対するマスク着用の周知 ○正当な理由なく感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、ネットカフェ、マンガ喫茶等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、葬祭場等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

8

<参考>

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者等に対して新型コロナウイルス感染症等の診療・検査を行う医療機関のこと

県では、発熱等症状のある県民が、地域の身近な医療機関でスムーズに相談・診療・検査が受けられるよう、「診療・検査医療機関（発熱外来）」を指定し、ホームページで公開しています。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/686390.html>



9

●県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収容 率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件
条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと

主な変更点

改定前	→	改定後
期間：2022年8月5日～8月31日		期間：2022年8月5日～9月30日
スライド①ページ「県民の皆様への要請等」		
○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、かかりつけ医等の医療機関を受診すること		○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
—		○症状が軽い場合は、休日や夜間ではなく、平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）を受診すること【新規】
—		○症状が軽く、20～29歳の重症化リスク因子（慢性呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のない方は、検査キット配送・陽性者登録センターの利用を検討すること（期間：8月31日～）【新規】
—		○会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること（期間：9月1日～9月30日）【新規】
※帰省や旅行、イベントの参加にあたっては、事前にワクチン接種又は検査の陰性結果を確認しましょう。		—
スライド③ページ「高齢者施設等への要請」		
○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと		○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと
スライド④ページ「学校への要請」		
—		○臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること【新規】
—		○飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること【新規】
○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと		○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと

<p>—</p>	<p>○感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと【新規】</p>
<p>スライド⑤ページ「保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への要請」</p>	
<p>○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと</p>	<p>○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと</p>
<p>スライド⑥ページ「事業者の皆様への要請等」</p>	
<p>○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと</p>	<p>○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと</p>